

# デジタル版「登米エリアドライブマップ」運営要領

## 第1 目 的

この要領は、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部（以下、『地方振興部』という。）が、「Google マイマップ」を活用して、登米圏域内の観光スポット、飲食店及び寺社等のPR強化を図るために作成するデジタル版「登米エリアドライブマップ」の運営について一般的事項を定めるものとする。

## 第2 内 容

- 1 「Google マイマップ」機能を活用し、デジタル版「登米エリアドライブマップ」（以下、「マップ」という。）を作成する
- 2 地方振興部ホームページ上に「マップ」専用ページを作成し、「マップ」のURLを掲載し、閲覧ができようにする
- 3 事業者向けに、「新規掲載」、「情報更新」並びに「掲載削除」のページを作成し、「マップ」専用ページから遷移できるようにする

## 第3 マップに掲載する情報の基本的な考え方

- 1 登米圏域の魅力である自然・食・文化を発信し、誘客促進に繋げるとともに、観光客が登米圏域の魅力に十分に触れ合えること

## 第4 掲載情報

- 1 画像データ（2～3枚・合計8MBまで）  
なお、データ形式は、J P E G形式とする
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 施設の営業時間
- 5 施設の定休日
- 6 施設の連絡先（固定電話番号・携帯電話番号・メールアドレス）
- 7 施設の紹介文（100文字程度）
- 8 施設のホームページ及びソーシャルワーク・サービスのURL
- 9 掲載ジャンル

## 第5 掲載基準

次に定めるものについては、掲載しないものとする。

- 1 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- 2 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- 3 人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はおそれのあるもの
- 4 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの
- 5 不当な比較又はひぼう・中傷など
- 6 消費トラブル未然防止の観点から掲載が不相当であると思われるもの
- 7 あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるもの

# デジタル版「登米エリアドライブマップ」運営要領

## 第6 掲載事業者

登米市内に主たる事務所又は事業所を有し、チェーン店やフランチャイズ店を除いた下記の1～4に該当する事業者とする。ただし、(1)～(7)に定める業種又は事業を営む者を除くこととする。

### 1 飲食店

昼間から営業している店舗を原則とし、営業の目的がアルコールの提供を主とするものを除く。

### 2 パワースポット（神社仏閣等）

### 3 観光施設

### 4 商業施設

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更正手続中の事業者
- (5) 法令に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- (6) 自らの責めに帰すべき理由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- (7) その他、本事業の趣旨にふさわしくないと所属長が認めるもの

## 第7 掲載申込等

マップへの掲載の申込等の受付は、次の手続により地方振興部で、随時行うものとし、地方振興部は、マップへの掲載の申込等の内容を確認した上で、マップへの掲載を決定するものとする。なお、申請日から掲載までの期間は2週間を目安とする。

### (1) 新規掲載

イ 掲載を希望する事業者は、地方振興部ホームページ上にある「お問い合わせフォーム」から必要事項（氏名、メールアドレス、タイトル）及び「お問い合わせ内容」の欄に「掲載希望」を記載した上で申し込むものとする。

ロ 事業者は地方振興部から送付された「掲載依頼書」に次の事項を記載し、地方振興部宛てに依頼書を提出するものとする。

- (イ) 施設の名称
- (ロ) 施設の所在地
- (ハ) 施設の営業時間
- (ニ) 施設の定休日
- (ホ) 施設の連絡先（固定電話番号・携帯電話番号・メールアドレス）
- (ヘ) 施設の紹介文（100文字程度）
- (ト) 施設のホームページ及びソーシャルワーク・サービスのURL
- (チ) 施設のジャンル（レストラン、カフェ等）
- (リ) 施設の代表者職・氏名

## デジタル版「登米エリアドライブマップ」運営要領

(ヌ) 掲載開始希望日

### (2) 変更掲載

イ 掲載情報の変更を希望する事業者は、地方振興部ホームページ上にある「お問い合わせフォーム」から必要事項（氏名、メールアドレス、タイトル）及び「お問い合わせ内容」の欄に「情報更新希望」を記載した上で申し込むものとする。

ロ 事業者は地方振興部から送付された「情報更新依頼書」に次の事項のうち変更前の情報と変更後の情報を併記し、地方振興部宛てに依頼書を提出するものとする。

- (イ) 施設の名称
- (ロ) 施設の所在地
- (ハ) 施設の営業時間
- (ニ) 施設の定休日
- (ホ) 施設の連絡先（固定電話番号・携帯電話番号・メールアドレス）
- (ヘ) 施設の紹介文（100文字程度）
- (ト) 施設のホームページ及びソーシャルワーク・サービスのURL
- (チ) 施設のジャンル（レストラン、カフェ等）
- (リ) 施設の代表者職・氏名
- (ヌ) 掲載開始希望日

### (3) 掲載削除

イ 掲載の削除を希望する事業者は、地方振興部ホームページ上にある「お問い合わせフォーム」から、必要事項（氏名、メールアドレス、タイトル）及び「お問い合わせ内容」の欄に「掲載削除希望」を記載した上で申し込むものとする。

ロ 事業者は地方振興部から送付された「掲載削除依頼書」に次の事項を記載し、地方振興部宛てに依頼書を提出するものとする。

- (イ) 掲載削除希望日
- (ロ) 施設名
- (ハ) 代表者名
- (ニ) 削除理由

ハ 地方振興部は、次に定めることを確認した場合には、掲載を削除することができるものとする。

- (イ) 事業者が1か月以上の長期休業又は廃業したとき
- (ロ) 第5の掲載基準のいずれかに該当したとき
- (ハ) 第6の掲載事業者のただし書きのいずれかに該当したとき
- (ニ) その他、地方振興部が不適切と判断したとき

## デジタル版「登米エリアドライブマップ」運営要領

### 第8 免責事項

「マップ」の利用により、掲載事業者及び利用者のいずれか又は双方の間でトラブルが発生し、あるいは損害を受けた場合も、宮城県は一切の損害賠償その他の責任を負わないものとする。

### 附則

- 1 この要領は、令和6年2月28日から施行する。